

(1) 四国中央市の空家等対策のための金融支援に係る連携協力協定について

相手方	愛媛銀行 ・ 住宅金融支援機構
協定締結日	平成 30 年 12 月 20 日
取組事項等	当市における次の各号に掲げる事項に係る金融支援について、 連携して取り組むものとする。 (1) 空家のリユース (住宅について譲渡、売却又は貸借を行うことをいう。) (2) 空家のリメイク (住宅について増築、改築、模様替え又は修繕を行うことをいう。) (3) 空家のリサイクル (既存住宅を取り壊し、住宅を新築することをいう。)

住宅金融支援機構及び愛媛銀行が提供するノンリコース型
リバースモーゲージローンを軸とした連携協力協定

(2) 空家法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行について

特定空家等の概要

所在地	四国中央市土居町蕪崎 2626 番 3
所有者	不存在 (相続放棄)
構造等	木造瓦葺平家建て
種類	居宅
建築時期	昭和 15 年頃

経過

平成 30 年 10 月 23 日 空家法第 14 条第 10 項に基づく公告

平成 30 年 12 月 08 日 公告に基づく履行期限満了 (履行なし)

平成 30 年 12 月 21 日 代執行開始宣言

平成 30 年 12 月 28 日 代執行終了宣言

(工事請負費 1,026,000 円)